

# 後期高齢者医療制度

## 平成24・25年度の保険料率が決定しました

保険料額決定通知書は7月中旬にお届けします

後期高齢者医療制度の保険料率は、2年ごとに見直されています。このたび、平成24・25年度の保険料率と、保険料額の上限が決定しました。

なお、お一人おひとりの保険料額をお知らせする「平成24年度後期高齢者医療保険料額決定通知書」は、7月中旬にお送りします。8月1日からは、新しい被保険者証を医療機関の窓口で提示してください。

所得に応じた保険料の軽減措置について

平成23年中の所得に応じて、平成24年度の保険料が軽減されることがあります。

### 均等割額の軽減

平成23年中の世帯（世帯主と世帯内の被保険者）の総所得金額等が下表の額以下の方

### 所得割額の軽減

総所得金額から基礎控除額（33万円）を差し引いた額が、58万円（年金収入のみの場合は211万円）以下の方は、所得割額が5割軽減されます。

被扶養者だった方の保険料の軽減措置について

制度に加入する直前に被用者保険（全国健康保険協会（旧・政府管掌健康保険）、健康保険組合、共済組合など）の被扶養者だった方は、所得割額はかからず、均等割額も9割軽減され、年額4,600円となります。

### 問い合わせ

市民安全部保険・医療課  
（滝野庁舎） ☎48・3004

### 均等割額の軽減

均等割額の軽減措置の対象となる総所得金額等(被保険者+世帯主)の基準	軽減割合(軽減後の均等割額)
被保険者全員の各所得(年金所得は控除額を80万円として計算)が0円	9割軽減(4,600円)
基礎控除額(33万円)以下	8.5割軽減(6,900円)
「基礎控除額(33万円)+24.5万円×被保険者の数」で算出した額以下(被保険者である世帯主を除く)	5割軽減(23,001円)
「基礎控除額(33万円)+35万円×被保険者の数」で算出した額以下	2割軽減(36,802円)

本来は7割軽減ですが、経過措置により平成25年度は8.5割の軽減となります。

## 福祉タクシーの利用券を交付します

現在お持ちのタクシー券の有効期限は、6月末までです。

7月以降もタクシー券の利用を希望される方や、新たに対象となられた方は、6月26日(火)以降に交付申請してください。

### 対象者

加東市に住民登録があり、市町村民税非課税または均等割のみ課税の方で、次のいずれかに該当する方

75歳以上の方

身体障害者手帳1・2級の方

療育手帳A判定の方

精神障害者保健福祉手帳1級の方

65歳以上で高齢等を理由に運転免許証を返還された方(運転経歴証明書が必要)

交付枚数

申請月に関係なく500円券を30枚

(1乗車につき複数枚を使用可)

申請窓口 各庁舎窓口センター

問い合わせ

福祉部高齢介護課

(レポートやしろ)

☎43・0440

受付開始 6月26日(火)

利用期間 7月1日～平成25年6月30日(平成23年度分は7月1日以降は使用できません)

交付枚数

申請月に関係なく500円券を30枚

(1乗車につき複数枚を使用可)

申請窓口 各庁舎窓口センター

問い合わせ

福祉部高齢介護課

(レポートやしろ)

☎43・0440

